

【農地所有適格法人の要件】

要件等	会社法人	組合法人	関係法令
形態要件	① 株式会社（公開会社でない） ② 合同会社 ③ 合名会社 ④ 合資会社 ⑤ 特例有限会社	① 農事組合法人	農地法第2条第3項
事業要件	① 農業 ② その行う農業に関連する事業 ③ その他事業 ※ ①+②の売上が全体の50%超であること。	① 農業 ② その行う農業に関連する農畜産物の貯蔵・運搬・加工・販売 ③ その行う農業生産に必要な資材の製造 ④ その行う農業に関連する農作業の受託 ⑤ 農業に係る共同利用施設の設置 ⑥ 農作業の共同化に関する事業 ⑦ ①～⑥に附帯する事業 ※ ⑤⑥については、組合員以外の利用に制限あり。 ⑤⑥に係る売上げの5分の1までしか利用できない。	農地法第2条第3項第1号 農協法第72条の10第1～3号 農協法第72条の10第3項 農協法施行規則第215条
構成員要件	○ 株式会社の場合は、以下に該当する株主が保有する議決権の割合が50%超であること。 ○ 持株会社（合同・合名・合資）の場合は、以下に該当する社員（出資者）の数が、50%超であること。 ① 農地を提供する個人 ② その法人の行う農業に常時従事する個人 ③ その法人に農作業の委託を行う個人 ④ その法人に現物出資を行った農地中間管理機構 ⑤ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会 ⑥ ①～⑤のいずれにも該当しない者については、合計で総議決権の50%未満まで出資が可能	① 農地を提供する農民 ② その法人の行う農業に常時従事する農民 ③ その法人に農作業の委託を行う農民 ④ その法人に現物出資を行った農地中間管理機構 ⑤ 農業協同組合・農業協同組合連合会 ⑥ 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して（5年以上）受ける個人 ⑦ 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権・実用新案権についての専用実施権又は通常実施権の許諾に係る契約を5年以上締結する者（法人含む） ⑧ 当該農事組合法人に対するその事業に係る育成者権についての専用実施権又は通常実施権の許諾に係る契約を5年以上締結する者（法人含む） ⑨ 新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約を5年以上締結する者（法人含む） ⑩ ⑥～⑨に該当する者、並びに農協法第72条の10第2項に該当する農民の数が、総組合員の3分の1を超えてはならない。	農地法第2条第3項第2号イ～チ 農協法第72条の13第1～4号 農協法第72条の13第2～3項 農協法施行令第3条の9 農協法施行規則第216条
業務執行役員要件	○ 取締役・業務執行社員の数の50%超が常時従事者たる出資者であること	○ 理事の全員が組合員（出資者）であり、理事の数の50%超が常時従事者であること	農地法第2条第3項第3号 農協法第72条の17第4項
農作業従事要件	○ 取締役・業務執行社員・出資者・使用人であって、その法人の農業に常時従事する者のうち、1人以上が農作業に60日以上従事すること	○ 理事・組合員・使用人であって、その組合の農業に常時従事する者のうち、1人以上が農作業に60日以上従事すること	農地法第2条第3項第4号
構成員数	○ 最低1人以上	○ 農民3人以上	農協法第72条の32